

山梨県犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 知事は、犯罪被害者等に対し弔意又は慰撫の意を表するとともに、山梨県犯罪被害者等支援条例（令和4年山梨県条例第49号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、その経済的負担を軽減するため、予算の範囲内で山梨県犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 条例第2条第1号で定める犯罪等のうち、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその遺族をいう。
- (5) 重傷病 負傷又は疾病にかかる身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1月以上を要すると医師に診断されたものをいう。
- (6) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合は、医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。

(見舞金の種類、支給額及び支給対象者)

第3条 見舞金の種類、支給額及び支給対象者は、別表第1に定めるとおりとする。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の支給対象者となる遺族の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（婚姻の意思及びこれに基づく共同生活の実態がある者をいい、異性間、又は、同性間であることを問わない。以下同じ。）を含む。）
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯（以下「同一生計維持世帯」という。）における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- 2 犯罪被害者の死亡の当時、胎児であった子がその後出生した場合において、前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは同項第2号の子とし、その他のときにあつては、同項第3号の子とみなす。
- 3 遺族見舞金支給対象の遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。ただし、第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができない遺族としない。

(見舞金を支給しない場合)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、見舞金を支給しない。

- (1) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族(民法(明治29年法律第89号)第725条に定める親族をいい、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)関係があつた場合。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。
- (2) 支給対象者が、他の都道府県における同様の制度により支援を受けている場合
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発する等、当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族の責めに帰すべき行為があつた場合
- (4) 犯罪被害者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第6号に定める暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であつた場合
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと思はれる場合

(見舞金の支給の申請)

第6条 見舞金の支給を受けようとする支給対象者は、別表第2に掲げる見舞金の種類に応じ、同表に定める書類を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請者の法定代理人又はこれに準ずる者が代理申請することができる。
- 3 規則第12条に定める実績報告は、本条に定める書類をもって代えるものとする。

(支給の申請の期限)

第7条 前条の申請の期限は、当該犯罪被害を受けた日から1年を経過する日とする。ただし、別表第1備考2に定める場合にあっては、当該犯罪被害者が死亡した日から1年を経過する日とする。

(支給の決定及び支給額の確定)

第8条 知事は、第6条の規定による申請があった場合は、書類を審査の上、見舞金を支給すべきものと認めたときは、速やかに支給の決定及び支給額の確定を行わなければならない。

2 知事は、前項の決定を行ったときは、山梨県犯罪被害者等見舞金支給決定通知書兼額の確定通知書(様式第4号)により、申請者に速やかに通知するものとする。

3 知事は、第1項に定める見舞金の審査により、見舞金を支給しないこととした場合は、速やかに不支給の決定を行うとともに、山梨県犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知しなければならない。

4 知事は、第1項に定める見舞金の審査に際し、申請者等から当該申請にかかる状況等について調査をすることができる。この場合、知事は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要な範囲内において、警察等関係機関から個人情報収集し、提供を受けるものとする。

5 前項の規定は、見舞金の支給決定後においても適用があるものとする。

(支給)

第9条 知事は、前条の支給の決定及び支給額の確定を行ったときは、遅滞なく、申請者に見舞金を支給するものとする。

(届出)

第10条 申請者は、第6条に定める見舞金の支給申請後に、第5条各号のいずれかの場合に該当するに至った場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(支給の決定の取り消し)

第11条 知事は、次のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の規定による決定を取り消すことができる。

- (1) 見舞金の支給決定を受けた者が別表第1に定める支給対象者に該当しないことが判明したとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに該当していることが判明したとき。
- (3) 見舞金の支給決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたとき。

(見舞金の返還)

第12条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に見舞金が支給されているときは、当該見舞金の支給を受けた者は知事が定める日までに見舞金を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第13条 見舞金の支給を受けた者は、前条に定める返還を命ぜられたときは、その命令に係る見舞金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該見舞金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 見舞金の支給を受けた者は、見舞金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(他の法令による支給との調整)

第14条 見舞金の支給対象者が、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為と同一の犯罪行為により、本要綱第1条に定める趣旨と同様の趣旨に基づく給付金(国から支払われるものであって、給付金、見舞金、その他名称の如何を問わない。)を受け、又は受けることができるときは、その限度において見舞金の支給を行わない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年11月9日から施行し、令和5年10月12日以降に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

(経過措置)

2 第14条の規定は、この要綱の施行の日以後に犯罪被害者等給付金(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第2条第7項に定める犯罪被害者等給付金をいう。)に関する抜本的強化の取組み(国の第16回犯罪被害者等施策推進会議(令和5年6月6日開催)において決定した「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の「1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討」にいう取組みのことをいう。)に基づく制度改正が行われるまでの間は、適用しない。

別表第1（第3条関係）

見舞金の種類	支給額	支給対象者
1 遺族見舞金	50万円	犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（本表2に定める重傷病見舞金の支給後死亡した者の遺族を含む。）であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する第4条第3項及び第4項に定める第1順位遺族
2 重傷病見舞金	15万円	当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する犯罪被害者で重傷病を負った者

備考

- 1 同一の犯罪被害（同一の加害者による一連の犯罪行為により、同一の犯罪被害者に発生した複数の犯罪被害を含む。）につき、同一の世帯において支給対象者が複数いる場合、又は、支給対象者が複数の支給を受けることとなる場合には、上限を50万円として見舞金を支給する。
- 2 既に重傷病見舞金の支給を受けた者が当該犯罪行為により死亡した場合における遺族見舞金については、当該重傷病見舞金と遺族見舞金の額との差額を支給するものとする。
- 3 支給対象者が、やむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住している場合は、県内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出により「県内に住所を有している者」とみなすことができる。

別表第2（第6条関係）

見舞金の種類	提出書類	左の添付書類
1 遺族見舞金	山梨県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（様式第1号）	<p>ア 当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類（犯罪被害者の死亡診断書の写し、死体検案書の写し等）</p> <p>イ 申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）</p> <p>ウ 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する書類（戸籍の謄本又は抄本その他の証明書）</p> <p>エ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（婚姻（パートナーシップを含む。）の意思を確認できる書類、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書、住民票の写し等）</p> <p>オ 申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）</p> <p>カ 申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（健康保険証の写し、源泉徴収票の写し等）</p> <p>キ 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、山梨県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第2号）</p> <p>ク その他、知事が必要と認める書類</p>

2 重傷病見舞金	山梨県犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書（様式第3号）	<p>ア 重傷病に該当することが証明できる書類（医師の診断書の写し等）。この場合、受傷日、療養期間、病名を明記すること。また、犯罪被害者が犯罪被害により意思表示することができない場合は、その内容を明記すること。</p> <p>イ 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）</p> <p>ウ その他、知事が必要と認める書類</p>
----------	----------------------------------	---

備考

パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、共同生活を行うことを約束した、一方又は双方が「性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者又はジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）が出生時の性と異なる者」である二者の関係をいう。